

【紹介手数料の返戻金制度】

求職者の責により解雇されまたは退職するに至った場合、または当該求職者が自己都合によって退職した場合、原則として、下記の金額を返戻致します。その他のケースは個別対応とします。

入社日から起算して1ヵ月未満の場合：手数料の50%相当額

入社日から起算して2ヵ月未満の場合：手数料の30%相当額

入社日から起算して3ヶ月未満の場合：手数料の10%相当額

有料職業紹介事業許可番号 13ーユー308927

有料職業紹介事業者名称 株式会社ベストパートナーズ